

## I. クマタカの保護の考え方と保護対策の現状

### 1. クマタカの保護に関する潮流

クマタカの保護に関する潮流について、時系列に順を追って説明すると以下のような経過をたどっている。

- 1972年に「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」ができ、特殊鳥類に指定されたクマタカは、個体の取り扱いについて捕獲・輸出入・譲渡が厳しく制限される。
- 1991年に環境庁は、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」を編集・発行し、クマタカを最も絶滅の危険性が高い《絶滅危惧種》に位置づけている。なお、IUCNのレッドリストに合わせ、1998年に国内のレッドリストの改訂が行われ、クマタカをこれまでと同等の《絶滅危惧 1B 類》に位置づけている。
- 1992年には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が施行され、クマタカは生息地を含めた保護が求められる《国内希少野生動植物種》に指定されている。
- 1994年に林野庁から「民有林林道事業における希少な鳥類への対応マニュアルについて」と題した事務連絡が出され、この中でクマタカは、イヌワシ、オオタカとともに適切な保護を図る必要がある種として挙げられ、営巣地からの距離区分によって事業の見直しも含め対応していくことが示されている。
- 1996年3月に本県は、「さいたまレッドデータブック(埼玉県希少野生生物調査報告書動物編)」を編集・発行し、地域の地帯区分に応じて、また鳥類については繁殖・越冬に分けて種の希少性に関するカテゴリー区分を行っている。この中で、繁殖鳥としてのクマタカは、山地帯(標高800~1600m)から亜高山帯(標高1600m以上)では《危急種》に、低山帯(標高200~800m)では《絶滅危惧種》に位置づけている。
- 1996年8月に環境庁は、「猛禽類保護の進め方」を発表し、クマタカ等の希少猛禽類の保護の重要性が認められつつも、各地で開発事業と自然保護に関する緊急的な調整要求が叫ばれるようになってきた背景を受けて、クマタカ等の生息状況把握のための調査手法や結果の解析方法、保護方策のあり方などについて示している。なお、環境庁は、林野庁、資源エネルギー庁、建設省と協力して検討委員会を設置し、現在、イヌワシ、クマタカを対象とした全国調査を開始しており、2001年を

目標に開発の際の配慮事項等保護のガイドラインをまとめ、「猛禽類保護の進め方」(1996)を改定する方針としている。

- 1998年に水資源開発公団は、「-ダム事業における-猛禽類保全対策指針(暫定案)」を公表し、その後、クマタカ生態研究グループが独自に報告した「クマタカ・その保護管理の考え方(概要版)」(1998年12月)の内容を盛り込むかたちで、1999年6月に第1回改訂版を発行している。
- 1999年に林野庁青森営林局(現東北森林管理局)は、「イヌワシ、クマタカ、オオタカの営巣地周辺における森林施業について」と題した通達を出し、この中では環境庁の指針の内容から森林施業の部分を取り出し、自らの対応方針を示している。

## 2.クマタカの保護に関する法制度

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」(1918)により、クマタカは非狩猟鳥として保護区・狩猟区の区別なく許可を受けなければ一切の捕獲は禁止されている。しかし、本法では鳥獣保護区特別保護地区以外は環境の改変に対する規制はない。

「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」(1972)により、特殊鳥類に指定されたクマタカは、卵を含めた捕獲・輸出入・譲渡が厳しく制限されることとなったが、ここでも生息地の保護は法的に位置づけられていない。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1992)で、国内希少野生動植物種に指定されたクマタカは、従来の個体の捕獲・取り扱いに関する規制に加え、国、地方公共団体、国民による種の保存の責務が明記され、生息地を保護するための項目として、土地所有者の保護義務、環境庁長官の土地所有者に対する助言指導、生息地等保護区の指定などの内容が盛り込まれている。しかし現在までのところ、クマタカの生息地等保護区の指定はない。

生息地としての保全を図る上で開発等の規制をかける場合においては、「自然公園法」の国立公園特別地域、「県立自然公園条例」の県立自然公園特別地域、「県自然環境保全条例」の県自然環境保全地域特別地区に指定されていれば、そこで開発を行う場合は許可を得る必要があり有効な手段と考えられる。また、国有林内であれば「森林法」の保護林制度として、特定動物生息地保護林に指定されると、クマタカの生息地を保全することが可能となる。

しかしながら、クマタカは行動圏が広いことから、生息地の全てを強い拘束力の伴う法律で規制することは難しい面がある。そこで、生息地のなかでも保全重要度の高いエリア

（営巣地や採餌場所、餌生物の生産能力が高い環境など）を特定し、効率よく法制度を活用することが必要になるものと考えられる。法制度の指定・設定に際しては、地域の実情や社会的な立地条件も加味し、まずは鳥獣保護区などの基本的な対応を検討したうえで、鳥獣保護区特別保護地区などの強い規制を伴う保護区域を設定していくなど段階的な対応を図るほか、いくつかのタイプの法制度を組み合わせることが現実的な対応と考えられる。

### 3.クマタカ保護の主体ごとの役割

環境庁の「猛禽類保護の進め方」（1996）には、「環境庁の国立公園・野生生物事務所は、関係都道府県との情報交換に努め、管内全般における猛禽類の生息情報等の把握を行い、個別の問題を含め関係自治体等と連携して適切な対応を図る。また、都道府県の自然保護、鳥獣保護部局においては、一連の過程の中で積極的に関与・協力し、各都道府県における猛禽類の保護の中心的役割を担うよう努めることが望ましい」と記されている。

本県においては、クマタカ保護の中心的役割を担うに当たり、周辺都県との連携を図りながら、国や市町村等自治体と積極的に調整を図ることが必要となる。また、庁内においては、クマタカ保護の緊急性、広域性などの特性から考えると、環境生活部、あるいは自然保護課だけで解決できない問題があることから、庁内の関係部局との横断的な推進体制を整えていくことが重要となる。また、市民、NGOを含む各主体は、それぞれの役割を認識し、協働することが重要である。なお、各種開発行為におけるクマタカ保護のための一連の調査・検討等は、事業（予定）者が主体となって行うことが基本であり、その場合には、専門家の参画を求めるとともに、現地の自然環境やクマタカの状況に詳しいNGO等の協力も要請することが望ましい。

### 4.クマタカ保護対策の現状と課題

・・・各地の保護対策事例をみると、生態や有害化学物質の調査、傷病個体の保護収容、生息地の整備・保全、保護指針やマニュアルの策定、生息地の保護区・公有地化などの報告がある。イヌワシやオオタカと比較して、クマタカはその分布、生態について未解明な部分が多く、研究途上にあるものと考えられ、現在は調査方法や保護方策に関する指針やマニュアルの作成が進められている段階といえる。

・・・また、開発対応事例には、実態調査の開始、検討委員会の開催、工事内容（期間／防音・消音等）の制限、計画・工事の中断、事業の変更（位置／規模／内容）、事業の中

止などの報告があり、この場合、後者の対応ほど保護対応の程度が高いと言えるが、調査のみが行われ、実際の保護対策が明確でない例も多く見受けられる。クマタカの生息分布、営巣地情報などを活用し、土地利用計画や規制誘導方策の推進を図り、事前に開発を避けるといった望ましい対応にまでは至っていないのが現状である。

・・・クマタカの保護を進めていくために必要となる事項としては、生存を圧迫している要因を総合的な研究によって突き止め、その負荷要因を除去・軽減することに加え、個体の生息に適した条件を積極的に復元・創出し、個体数の維持・回復を図ることが基本となる。したがって、保護のための手段としては、「個体レベルの保護」「生息環境の保全」「保護増殖の推進」の大きくは3つが挙げられる。その前提としては、全県的な生息分布、生態、食性、行動圏利用、営巣環境及び生息環境といった生息状況を総合的に把握する必要があり、これらの情報を踏まえて現状に応じた保護方策を検討することとなる。

・・・また、クマタカは広大な行動圏を有し、環境に対する要求度が高い生物であるため、人間活動との摩擦が絶えない現状にあり、開発行為等に際しての個々の地域における土地利用との調整の問題については、適時適切な対処が必要となってくる。限られた県土においては人間活動と切り離れたかたちで保護を図ることは容易ではないため、地域が本来有する生態系の特性を見極めつつ、人間と共存していく方策を積極的に構築していく必要がある。

・・・本報告で対象とするクマタカは、本県の山地部森林地帯に広く分布し、かつ県内で繁殖する種として、その保護の必要性が各地で緊急かつ重要視されている。本書の中では、クマタカ保護の潮流を踏まえ、本県における実態調査の結果に基づいて具体的な保護方策を検討している。これを基として、クマタカが安定的に生息を維持できる生物多様性に富む健全な森林生態系の保全を進めていくものとする。